

議員提出議案第1号

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 世田谷区議会議員 下山 芳 男

青 空 こうじ	阿久津	皇	石 原 せいじ	いたい	ひとし
大 庭 正 明	岡 川 大 記	岡 本 のぶ子	おぎの	けんじ	
お の みずき	オルズグル	加 藤 たいき	神 尾 り さ		
上 川 あ や	川上 こういち	河 村 みどり	くろだ	あいこ	
河 野 俊 弘	坂 口 賢 一	坂 本 みえこ	桜 井 純 子		
佐 藤 ひろと	佐 藤 正 幸	佐 藤 美 樹	宍 戸 三 郎		
関 口 江利子	そのべ せいや	たかじょう訓子	高 橋 昭 彦		
田 中 優 子	津 上 仁 志	つるみ けんご	中 里 光 夫		
中 塚 さちよ	中 山 みずほ	畠 山 晋 一	羽 田 圭 二		
原 田 竜 馬	ひうち 優 子	ひえしま 進	平 塚 けいじ		
福 田 たえ美	藤 井 ま な	真鍋 よしゆき	み や かおり		
桃 野 芳 文	山口 ひろひさ	若 林 り さ	和 田 ひでとし		

世田谷区議会議長

石 川 ナオミ 様

(説明) 区の組織改正に伴い、常任委員会の所管を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区議会委員会条例（昭和40年4月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「、経済産業部及び清掃・リサイクル部」を「及び経済産業部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議員提出議案第2号

介護保険制度の持続可能性の確保を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 世田谷区議会議員

青空 こうじ	いたい ひとし	大庭 正明	岡川 大記
岡本 のぶ子	おの みずき	上川 あや	河村 みどり
桜井 純子	佐藤 ひろと	高橋 昭彦	田中 優子
津上 仁志	中塚 さちよ	中山 みずほ	羽田 圭二
原田 竜馬	ひえしま 進	平塚 けいじ	福田 たえ美
藤井 まな	みや かおり	桃野 芳文	

世田谷区議会議長

石川 ナオミ 様

介護保険制度の持続可能性の確保を求める意見書

介護保険制度は、2000年の介護保険法施行により、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして創設された。高齢化の進展に伴い、介護費用総額は2024年度で約12兆円に、介護認定者数は2025年10月末に約735万人で65歳以上の約20%が認定を受けている。

また、第1号被保険者の保険料全国平均は、制度開始時の月額2,911円から約6,225円へと年々増加している。

現在、介護保険の利用者負担は1～3割であり、1割負担の対象者は全体の91%を占めている。2027年度改定に向けて負担基準の見直しが議論されているが、2割負担の対象範囲の見直しにあたっては、高齢者の生活に直接影響する重大な政策判断であり、慎重に検討する必要がある。

一方、深刻な介護人材不足を背景に、2026年度の臨時の介護報酬改定（改定率プラス2.03%）が決定され、さらなる処遇改善などの必要な措置が講じられることは、サービスの質と提供体制を維持するうえで極めて重要である。

今般、居宅介護支援事業等に処遇改善加算が新設されたことに加え、ケアマネジャー等が加算の対象とされることは、報酬改善に資するものと期待される。

制度維持のための改革は必要であるものの、介護報酬の増額は、サービスを利用する高齢者の負担増に直結することから、生活弱者への十分な配慮が求められる。

よって、世田谷区議会は政府に対し、介護保険制度の持続可能性の確保を図るため、下記の事項を実施するよう求める。

1. 利用料の2割負担の対象範囲の見直しにあたっては、所得だけでなく生活実態や家計負担を十分に踏まえ、慎重に判断すること。
2. 低所得者および医療費・介護費の合算負担が重い世帯に対する軽減措置を拡充・継続すること。
3. 深刻な介護人材不足を踏まえ、処遇改善措置を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

世田谷区議会議長 石川 ナオミ

内閣総理大臣 あて

厚生労働大臣 あて

議員提出議案第3号

日本政府に対して、平和国家としての責任を果たす対応を強く要請する決議
上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 世田谷区議会議員

青 空 こうじ	いたい ひとし	岡 本 のぶ子	オルズグル
上 川 あ や	河 村 みどり	桜 井 純 子	佐 藤 ひろと
関 口 江利子	高 橋 昭 彦	津 上 仁 志	中 塚 さちよ
中 山 みずほ	羽 田 圭 二	原 田 竜 馬	平 塚 けいじ
福 田 たえ美	藤 井 ま な	み や かおり	

世田谷区議会議長

石 川 ナオミ 様

日本政府に対して、平和国家としての責任を果たす対応を強く要請する決議
関係国によるイランへの軍事行動とそれに伴う報復の連鎖に対して深い憂慮を表明
する。力による一方的な現状の変更は国際社会の平和と安定を損なう行為であり決して許されるものではない。無辜の民間人、とりわけ子どもたちの命と生活を脅かしていることは誠に遺憾である。

法の支配や国際法秩序に基づき、武力ではなく平和的外交によって解決するべきであり、日本政府に対して、平和国家としての責任を果たす対応を強く要請する。

以上、決議する。